

平成21年7月30日

資料4

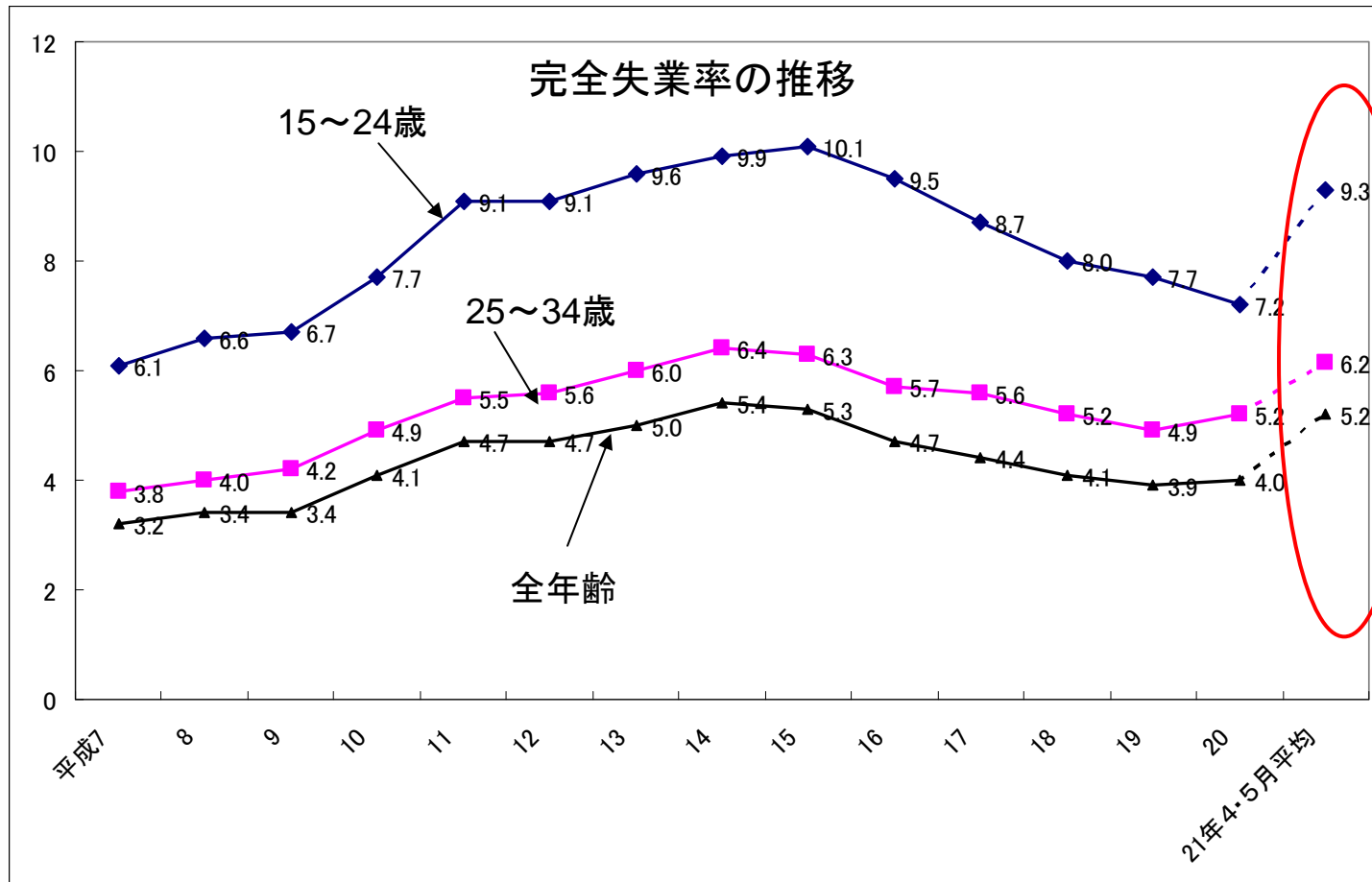
若年雇用の現状と対策について



内閣府

若者の雇用情勢について

- 24歳以下の完全失業率は、平成20年平均で7.2%（5年連続の低下）だったが、平成21年4・5月には9.3%（対前年同期比2.0ポイント増）に上昇している。
- また、25～34歳層については、平成20年平均が5.2%と前年より0.3ポイント上昇し、平成21年4・5月には6.2%（対前年同期比1.0ポイント増）に上昇している。



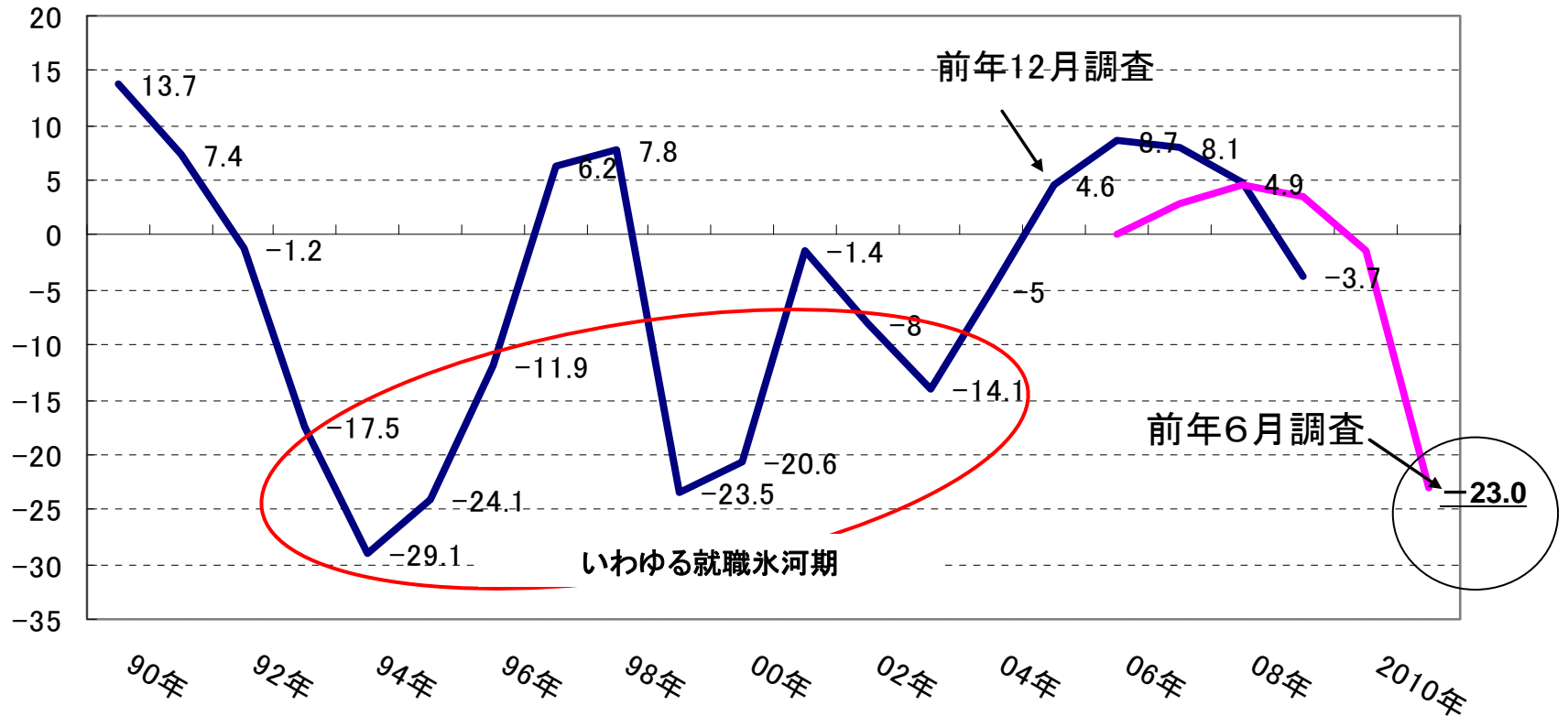
（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

（注）完全失業率は年平均。21年4・5月平均のデータは、原数値の単純平均

新卒採用計画について

- 2010年3月卒の新卒採用計画は、対前年度比 23%減で、大幅に落ち込む見込みとなっている。

対前年度比(%)



各年3月の新卒者採用計画

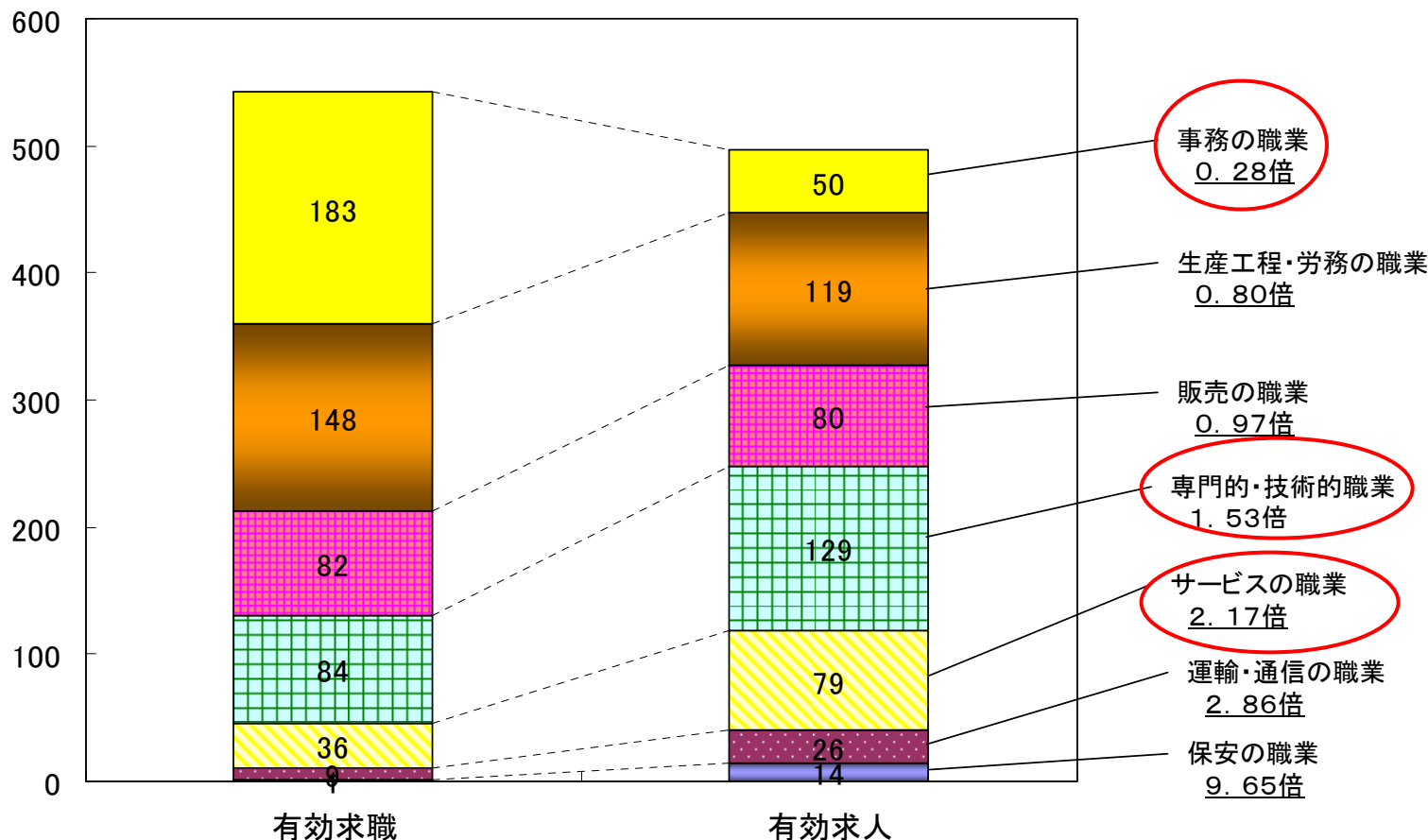
(資料出所)「全国企業短期経済観測調査(2009年6月)」(日本銀行)

求人と求職のミスマッチについて

○ 29歳以下の若年者について、事務的職業の有効求人倍率は0.28倍である。一方で、専門的・技術的職業の有効求人倍率は1.53倍、サービスの職業は2.17倍と、職種によるミスマッチが存在。

(千人)

29歳以下の求人・求職状況(平成20年度平均)

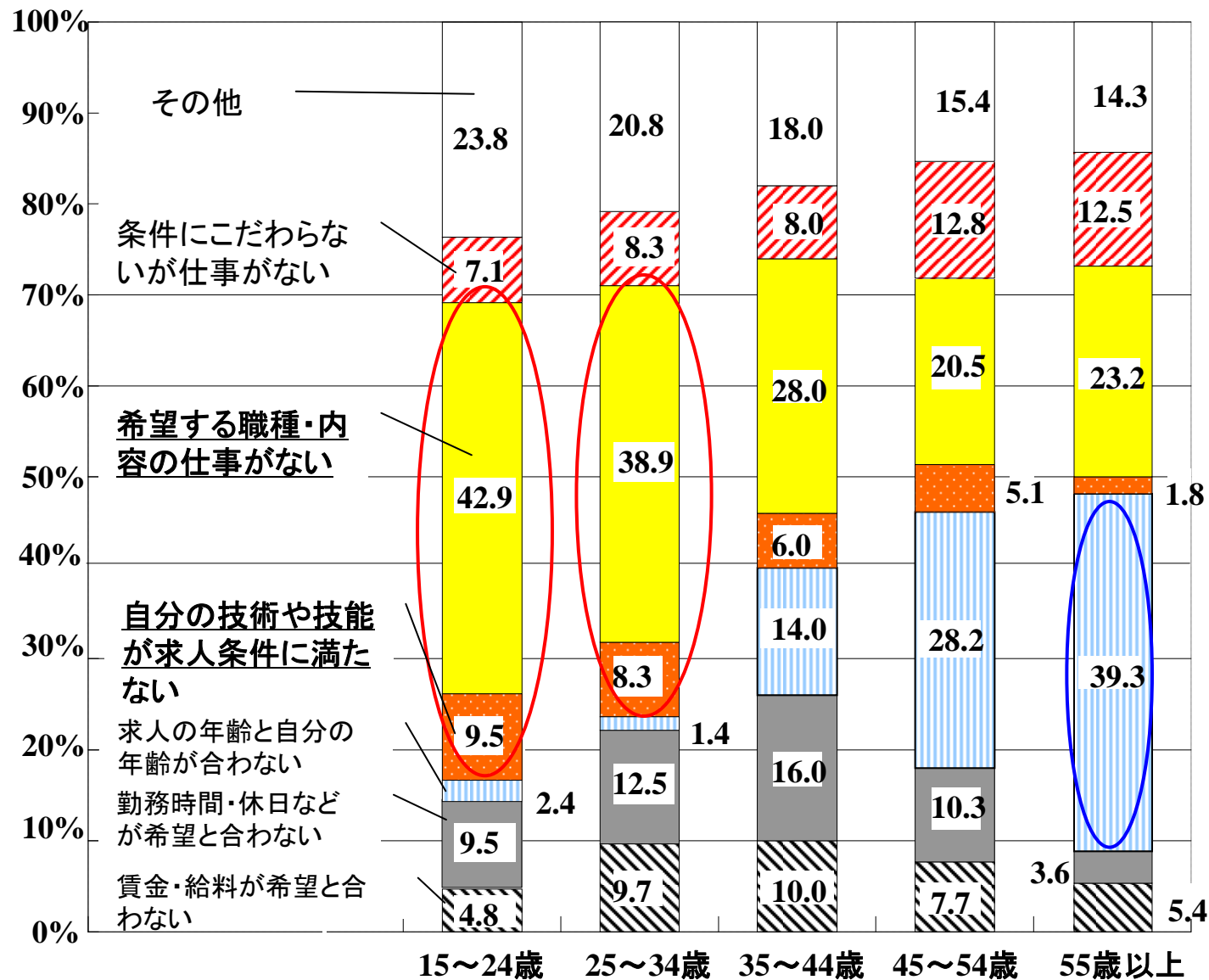


※ 募集・採用における年齢制限は原則禁止されており、年齢不問求人を各年齢階級に均等に割り振って集計している。このため、有効求人倍率の職業別構成比は全年齢とほぼ一致する。

(資料出所) 厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

年齢別のミスマッチ状況について

- 若年者が仕事につけない理由としては、「希望する職種・内容の仕事がない」や「自分の技術や技能が求人条件に満たない」が多く、きめ細やかな就職指導や能力開発によるミスマッチの解消が必要。

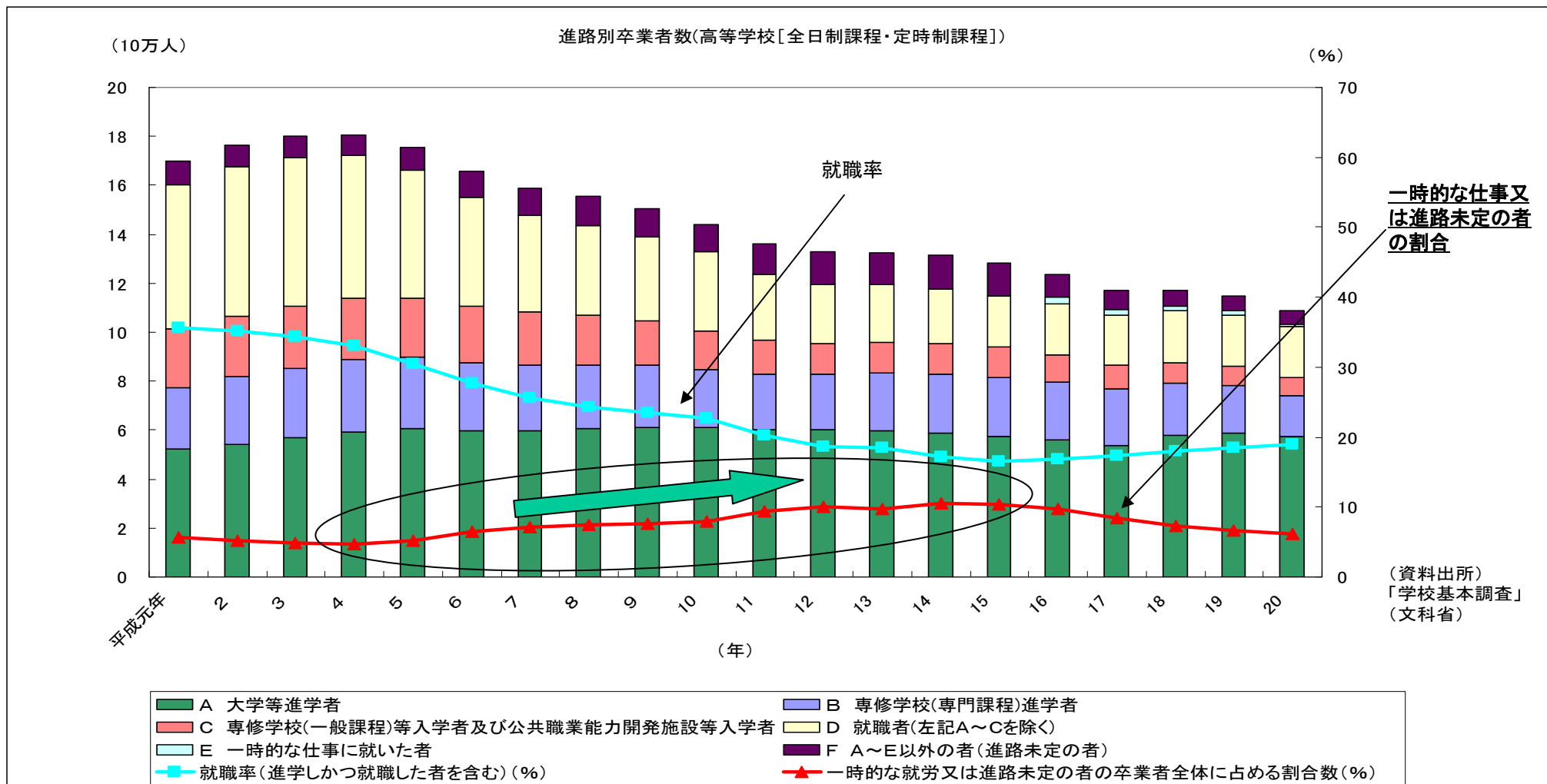


(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」

(注) 完全失業者に「仕事につけない理由」を聞いたもの。

高等学校卒業者の進路について

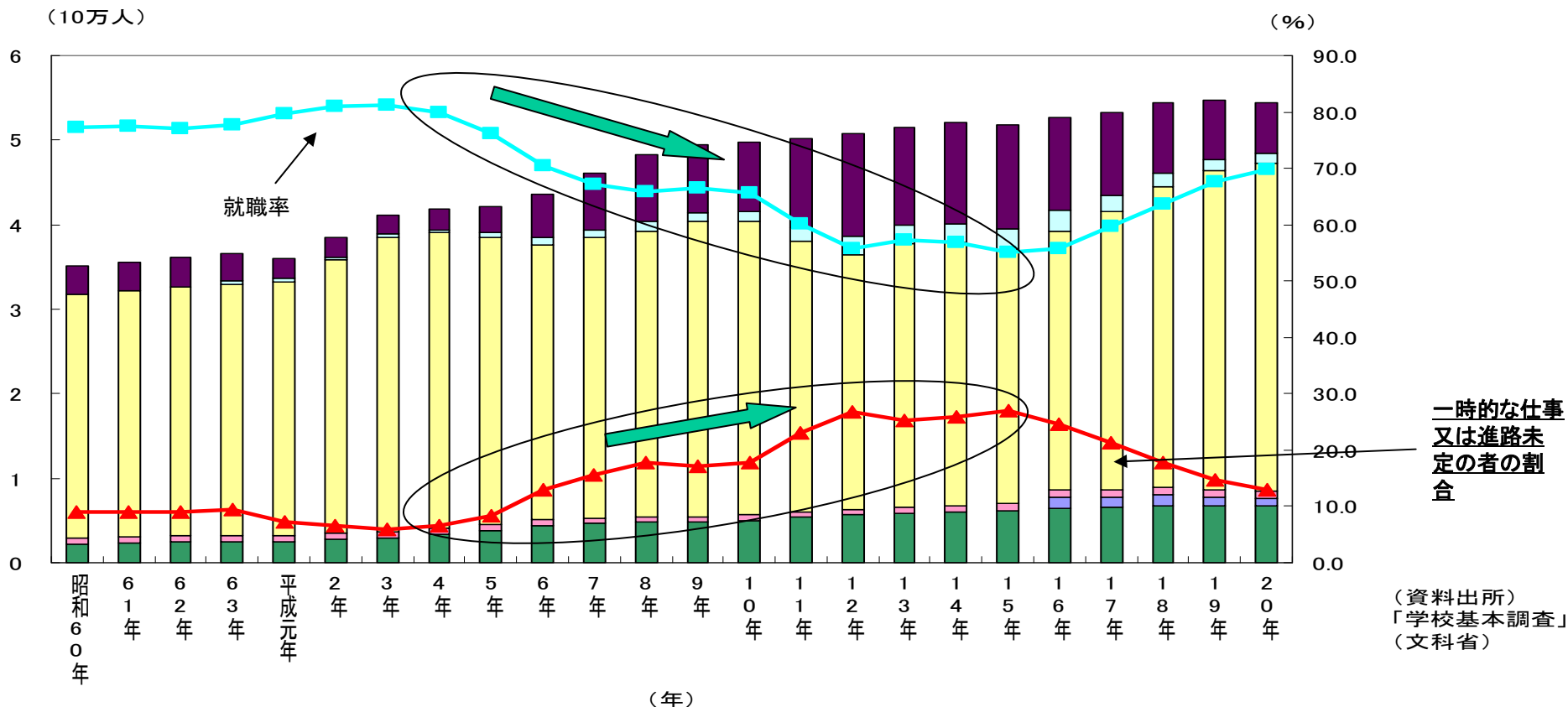
- 高等学校卒業者の進路をみると、平成4年以降、「一時的な仕事に就く者」や「進路未定の者」の割合が増加傾向で推移。平成14年をピークとして、その後は、緩やかな低下傾向。



大学卒業者の進路について

- 大学卒業者の進路をみると、平成4年頃より、就職率は減少傾向で推移。その後、平成17年頃より、上昇傾向で推移。
- 一方、「一時的な仕事に就く者」や「進路未定の者」の割合は、平成4年以降、上昇傾向で推移。その後、平成16年頃より、緩やかな低下傾向。

進路別卒業生数の推移(大学)



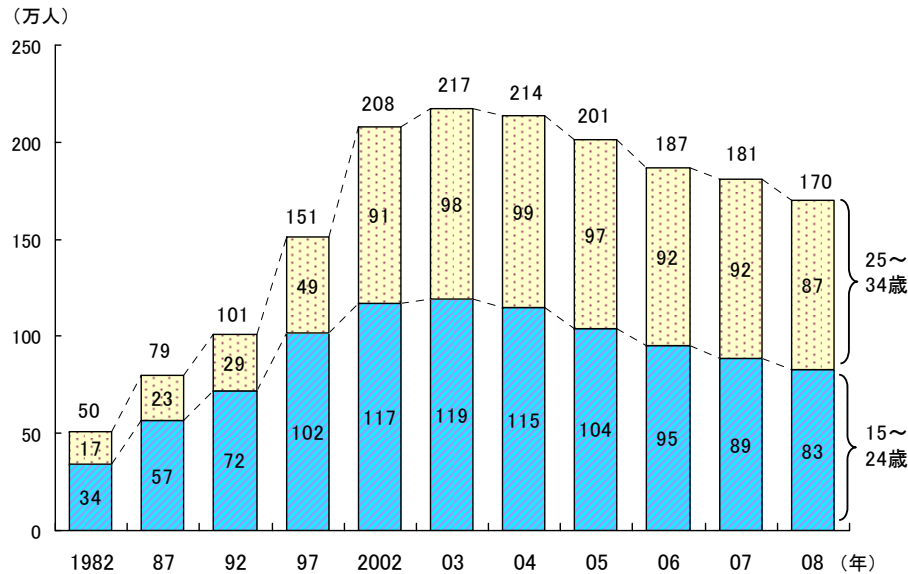
(資料出所)
「学校基本調査」
(文科省)

- A 大学院等への進学者
- B 専修学校・外国の学校等入学者
- C 臨床研修医
- D 就職者
- E 一時的な就労者
- F A~E以外の者(進路未定の者)
- 就職率(進学しかつ就職した者を含む)(%)
- 一時的な就労又は進路未定の者の卒業生全体に占める割合数(%)

フリーター・ニートの状況について

- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(2003年)まで増加した後、5年連続で減少。(2008年170万人)
- いわゆる「ニート」の数は、2002年以降60万人強の水準で推移。(2008年64万人)

フリーターの数の推移

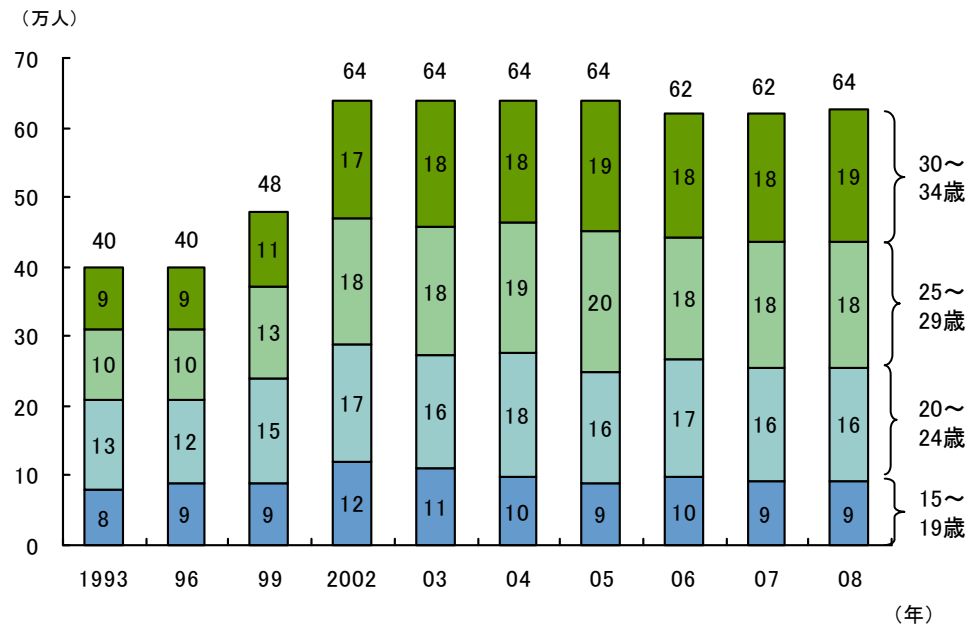


(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～1997年)、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(2002年～)

(注) 2002年以降の「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

ニートの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

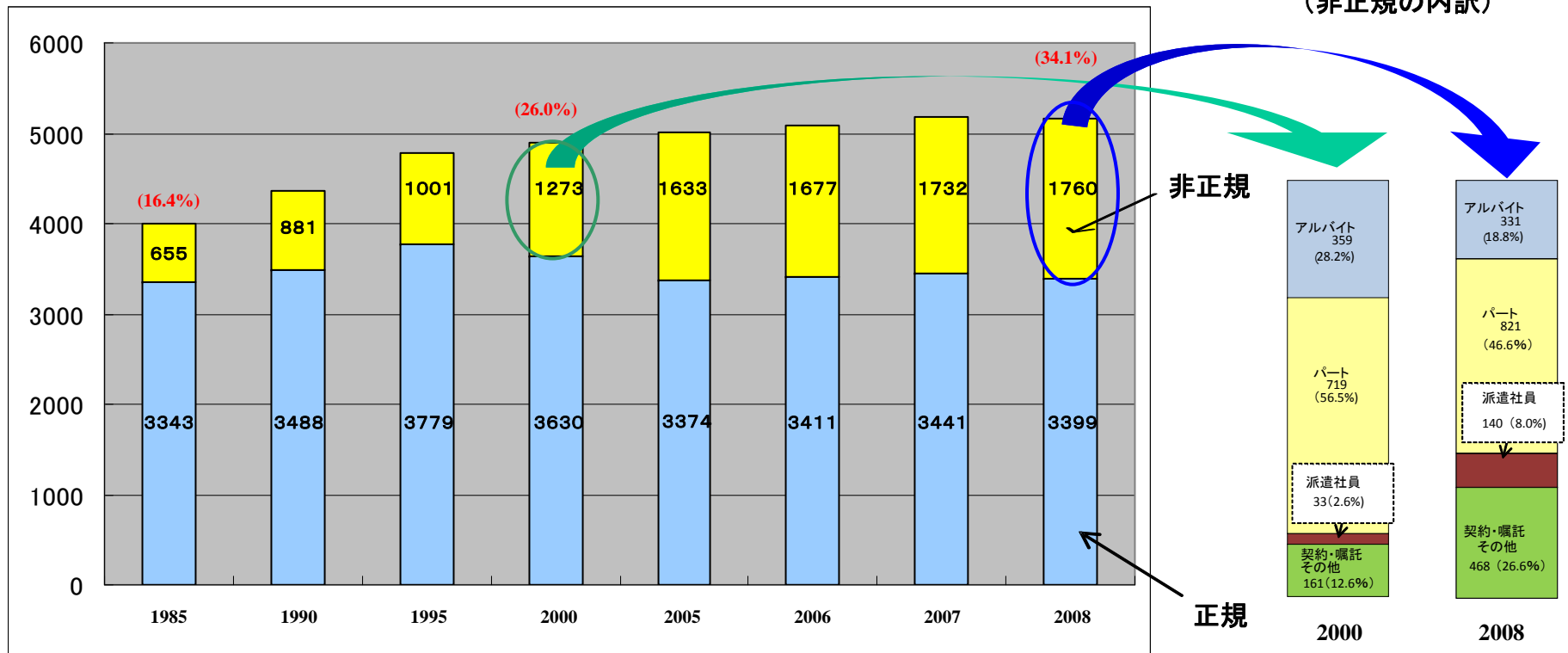
正規雇用者とパート、派遣、契約社員等の推移について

- 正規雇用者数は近年減少傾向。一方、パート、派遣、契約社員等は、若年層を中心に増加。
- 派遣労働者、パートタイム労働者が現在の就労形態に就いた理由のうち、「正社員として働ける会社がないから」とする者の割合は上昇。

派遣労働者 1994年：19.2% → 2007年：37.3% 、パートタイム労働者 1994年：11.9% → 2007年：12.2%*

正規雇用者とパート、派遣、契約社員等の推移

(万人)



資料出所 2000年までは「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は「労働力調査（詳細調査）」（年平均）による。

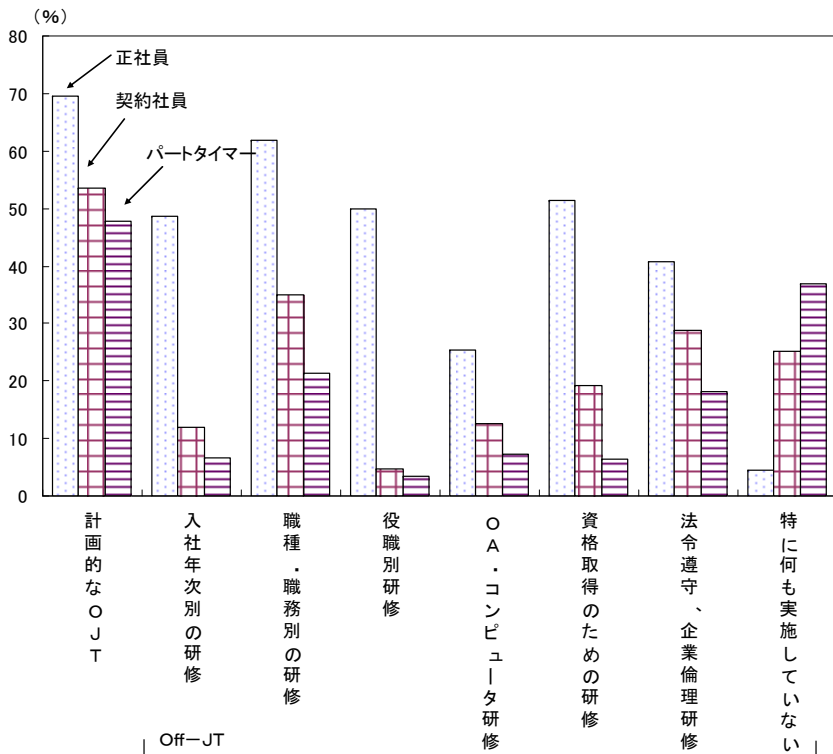
(注)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

* 資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

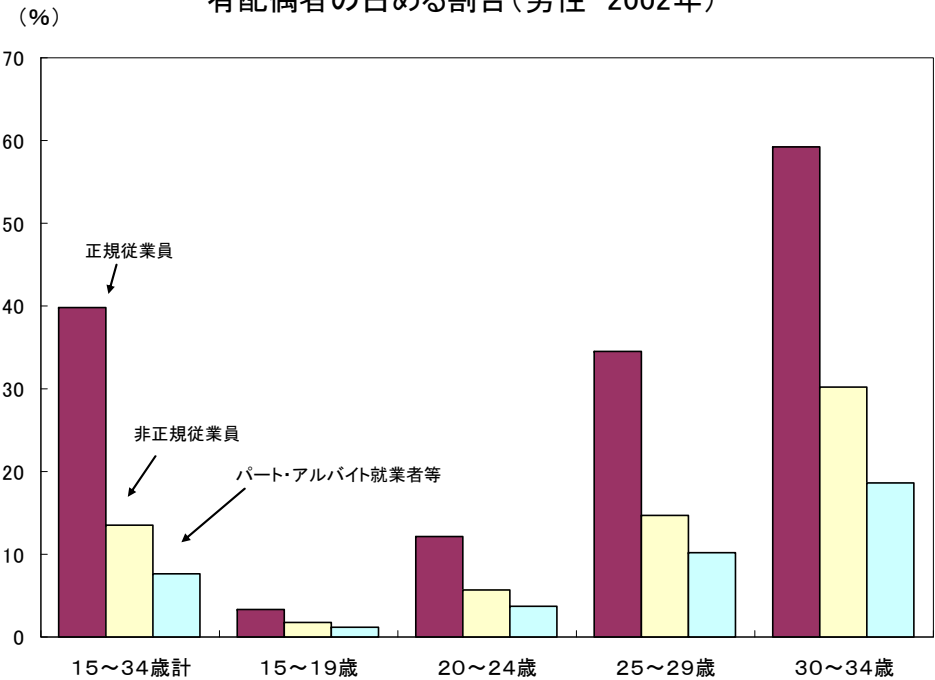
非正規雇用増加の社会的影響について

- 非正規雇用増加の社会的影響として、
 - ①社会全体としての人的資本の蓄積の弱化、
 - ②少子化(晩婚化・非婚化)の加速が懸念される。

教育訓練の実施状況



有配偶者の占める割合(男性 2002年)



(資料出所)総務省統計局「就業構造基本調査」を厚生労働省にて特別集計。

(注)在学者を除く。

現在実施されている若年者雇用対策の例について

○ハローワークによるフリーター常用就職支援

フリーター向けの窓口を設け、就職活動に関する個別相談・指導助言、フリーター向け求人の確保、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、就職後の職場定着支援の常用雇用化のための一貫した支援等を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

○ジョブカフェによる常用就職支援

平成16年度以降、厚生労働省・経済産業省連携の下、都道府県の主体的取組として、若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供。〔46都道府県〕

○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」の活用や、年長フリーター等（25～39歳）を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）により、常用雇用への移行を促進。

○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

日本版デュアルシステム（訓練機関の座学と企業実習を連結させた教育訓練プログラム）、雇用関係の下での実習と座学を組み合わせた有期実習型訓練等を実施。